

西宮市立子育て総合センター 登録サークル活動要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市立子育て総合センター条例施行規則（平成19年西宮市規則第1号）第5条第1項第1号に規定する子育てサークルの西宮市立子育て総合センター（以下「センター」という。）への登録等に関して必要な事項を定め、子育てサークルの自主的で健全な活動と円滑な運営を図ることを目的とする。

(登録条件)

第2条 次条に規定するサークル登録申請ができる子育てサークルは、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 乳幼児やその保護者を対象としていること。
- (2) 親子で参加、交流し、支え合い、学び合う場となるように自主的な活動をしていること。
- (3) おおむね10名以上（親子で）の会員で構成されていること。
- (4) 半数以上の会員が市内在住者であること。
- (5) 政治、宗教及び営利目的ではないこと。
- (6) センターのサークル研修及び交流会に参加すること。
- (7) 活動内容を情報コーナーやホームページで公開すること。
- (8) 参加や見学を、可能な限り受け入れること。

(登録及び承認)

第3条 登録を受けようとする子育てサークルは、登録申請書（様式第1号）に会則等の必要書類を添え、センター所長（以下「所長」という。）に登録の申請を行うものとする。

- 2 申請を受けた所長は、内容を審査し、適当と認める子育てサークルについて承認し、登録を行う。
- 3 所長は、登録を行ったときは、当該登録を受けた子育てサークル（以下「登録サークル」という）に通知しなければならない。
- 4 継続して登録を受けようとする登録サークルについては、所長が定める期日までに登録申請を行わなければならない。

(有効期間)

第4条 登録サークルの有効期間は、登録承認日から翌3月31日までとする。ただし、前条第4項による登録の有効期間は、登録申請日の翌4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(会則)

第5条 登録サークルは、目的、活動、経費について、定めた会則および会員名簿を添え、会員全員にその内容を周知しなければならない。

(代表者)

第6条 登録サークルの代表者は、市内在住の者とする。

- 2 代表者は、会員の総意をまとめるものとし、次の各号の事項を守り、サークルの円滑な活動を推進するものとする。
 - (1) 「研修室利用時の約束」及び会則の内容を、会員全員が共通理解し、円滑な活動ができるように努めること。

- (2) 見学、入会についての問い合わせがあった場合は、速やかに連絡を取り、適切に対応すること。
- (3) 代表者は、恒常的な指導者となることはできないこと。
- (4) 会員は、サークル活動の一環として、講師謝礼を受け取ってはならないこと。

(変更の届出)

第7条 代表者は、代表者及びサークルの活動内容について変更し、又は活動を中止したときは、速やかにセンターに届け出なければならない。

(登録の取り消し)

第8条 所長は、登録サークルが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 法令又は、この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽の登録申請をしたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、サークルの活動内容等から所長が登録サークルとして不相当と認めたとき。

(研修室の利用)

第9条 研修室は、政治、宗教及び営利目的の利用はしてはならない。

- 2 研修室は、授乳や水分補給のお茶等をのぞき、全館飲食禁止とする。
- 3 研修室の利用は、無料とする。
- 4 研修室の利用回数は原則として午前1回、午後1回の月2回とする。ただし、使用前月の25日以降に研修室が開いている場合は、3回目の利用申し込みができる。
- 5 研修室の利用時間は、午前は9時半から12時まで及び午後は1時から4時までとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和5年2月1日から適用する。